

## 第二節 市制施行

### 1 奈良市の誕生

奈良市の誕生 明治三十一年（一九〇）二月一日、奈良市が誕生した。戸数五六一三戸、人口二万九千九百八十六人

（男一萬四千九百七十九人、女一萬四千九百八十九人）、旧奈良町の地、面積約二三・八平方キ、奈良県最初の市である。全国で第四五

番目の市制施行であった。

さきにもたように（第一節）、明治二十一年（一八八六）、市制・町村制が施行された当時、奈良は市制施行に必要な三万人の人口にはほど遠く市制の施行は他日を期すほかなかった。

翌年四月町制が施行されたが、奈良町はいうまでもなく、明治二十年（一八八七）、再設置された奈良県の県庁所在地である。しかも前節で述べたように、明治二十年代には、鉄道の開通によって大阪・京都方面との交通の便もよくなり、商工業もようやく勃興し、各種の銀行や会社も設立されるようになった。奈良公園の拡張整備もすすんで遊覧客もふえてきた。また、二十七年に三条通りの拡張があり、電灯会社ができ電灯がつくようになるし、翌年には帝国奈良博物館の開館、県庁舎の新築があるなど、県都としてその姿を整えはじめた。日清戦争（明治二十七八年）ごろから、戸数・人口とも急増の傾向を示し、明治二十九年には戸数五四三五戸、人口二万九千九百八十八人を数えるようになった。人口は年間平均して六七八人の増加となった。奈良町は名実ともに大和地方の中心地としての地位を確立しつつあったのである。

こうした状況を背景に、日清戦争後になると市制施行をのぞむ声は、町民の世論となった。明治二十九年（八六〇）十二月開会の町会で、市制施行調査委員会の設置が満場一致で可決された。同委員会は一三人で構成された。町会議員から鍵田忠次郎・並河清望・平岡彌平・松井元淳・八木逸郎・青田吉三郎・植村久義・玉田金三郎の八人、町民中から藤井吉平・名和藤七・橋井善二郎・山本和三郎・中野為一の五人が選ばれて委員となった。

この委員会では、市制施行に関し、資力の有無・将来発達上の利害・経済上の得失などさまざまな調査を行い、明治三十年（八六七）十一月の町会に、調査結果を提出した。

同月十五日、

本町は実に三万に垂んたる人口を有し、其大多数は商工業にして純然たる市街を為し、尚一年繁栄の域に進みつつあり、  
（中略）是を以て町を變じ市と為すは、町民の福利を増進するに於て最も必須なり。  
（『大阪朝日新聞』明治三十年十一月十八日付）

との建議案が満場一致で可決された。そして十二箇条の理由書ならびに四三の各種統計表などを添えて、請願委員として松井元淳町長と鍵田忠次郎は翌年一月十日、東京におもむき、樺山資紀内務大臣に「市制施行申請書」を提出した。その結果、政府も奈良市制の必要をみとめ、

内務省告示第三号

明治二十三年法律第三十六号郡制第二条ニ依り明治三十一年二月一日ヨリ奈良県添上郡奈良町ヲ市ト為ス

明治三十一年一月二十日

内務大臣 子爵 芳川顕正

（『官報』第四三六号）  
明治三十一年二月十日

との内務省告示が行われ、明治三十一年二月一日をもって奈良町を奈良市とすることが認可されたのである。

市制発足当時、奈良市の市域は旧奈良町の地、南北一里（約三・一）、余、東西二四丁（約二・）のごくかぎられたもの

であった。しかもこの中には広大な公園・神社・寺院の地があって、それは全町の四分の一をしめていた。また田畑の面積は宅地のそれを上回っていた。神社仏閣と広い公園、そして田園のひろがる町であった。しかしながら、その後は年とともに都市化がすすみ、鉄道の発達にともなうて奈良駅周辺をはじめ市域の西南部も発展の道をたどることになる。

市制がほぼ整備された明治三十六年（一九〇三）四月、従来市内で用いられてきた大字の呼称を廃止し、その名称に町の字を付けて「何町」と呼ぶことになった。その後、大正十二年（一九二三）四月一日、近接の添上郡佐保村（法華寺・田開半）を奈良市に合併編入する。

市政機関 内務省の奈良市制認可により、ただちに市政機関の整備がはかられた。奈良県属安元彦助が市長の創出 事務取扱を命じられ、市会の組織、市長・助役・収入役の任命に着手することになった。

まず、市会議員選挙人名簿が作成され、明治三十一年（一九〇二）四月一、三日の両日にわたり、東寺林町にあった元奈良高等小学校（現ならまちセンター）で、三級・二級・一級の選挙人による選挙が行われ、市会議員、三〇人が決定した（当時の市会議員選挙）。  
（については次項参照）。

ついで四月九日、はじめて市会を開き、市長事務取扱安元彦助の指名で、最年長の符阪瀧蔵が仮議長となり、市会議長に大森吉兵衛、議長代理者に梅田春保を選挙し、つぎに桐島祥陽・松井元淳・植村久義の三人を第一から第三までの市長候補者として推薦した。四月二十三日、内務省から第一候補者である桐島祥陽に初代奈良市長就任の裁可があり、同月二十五日就任した。

市政機関としては、まず執行機関として、当時の市制に基づき、市長・助役および市参事会員（市会が三〇歳以上の市民の中から選出する名職）とで構成される市参事会をおいた。議決機関として市会が設置された。

市長は市を代表するとともに、市政を統括し、これを補佐するため助役二人、収入役一人がおかれた。その後、明治四十四年（一九二）四月、市制改正とともに、市長のみが執行機関となり、市参事会は歳入出予算割当て額の決定、市税減免などを決議し、また市長から市会に提出する議案について、前もって市長に意見を述べることなどが、その主なものとなった。

明治三十一年（一八九〇）四月二十八日、市会が開会され、助役・市参事会員の選挙を行い、助役に陶山郁二郎が満場一致で当選、名誉市参事会員には、植村久義・並河清望・平岡彌平・松井元淳・松宮宇七・木本孫次郎の六人を選出した。並河以外はすべて市会議員であった。ついで収入役に齊田寅吉が推薦されて任命された。

こうして明治三十一年四月二十九日、事務引継ぎ、市吏員の任命があり、奈良市の行政機関の実態がそなわった。

**当時の市会** さて、ここで当時の市会議員の選挙について述べておくことにする。現在とは大きく異なり、そ

#### 議員選挙

の実態がよく知られていないからである。大日本帝国憲法（明治）のもとでは、財産による制限選挙がながくつづいたが、市・町村制に基づく市町村会議員の選挙には、等級選挙という方法が用いられた。市・町村制は、明治憲法の公布にさきだつて、帝国議会の審議を経ることなしに明治二十一年（一八九〇）、当時の内相山縣有朋のもとで、プロシヤの地方制度を模倣してつくられたものである。

当時の市制では、市の自治権はきわめて制限されていて、官選の府県知事と内務大臣との二重の監督下におかれていた。市の住民のうち選挙権や被選挙権をもつ公民とされたのは、二五歳以上の男子で二年以上市の住民として市の負担を分任し（具体的には市税を納めており）、市内において地租または二円以上の直接国税を納めるものに限られていた。市会議員選挙は、選挙権・被選挙権においてこのように制限があったばかりでなく、さらに三等級に区分された等級選挙、しかも連記投票で行われ、市会議員の任期は六年で、三年ごとに半数が改選されるという方式をとっていた。

三級選挙というのは、「選挙人中直接市税の納税多き者を合わせて選挙人総員の納むる総額の三分一に当たる可き者」を一級とし、つぎに直接市税の納税多き者を合わせて選挙人総員の納める総額の三分一にあたる者を二級とし、あとの者を三級とし、各級選挙人に議員の三分の一ずつを選挙させるという仕組みであった。被選挙資格の方は、公民でさえあればどの級からでも選出されることができた。市公民でない個人または法人でも、直接市税の納付額が市公民の最も多く納税する者三人のうちの一人よりも多いときは選挙権を持つとされた。

それでは、奈良に市制がしかれたころ、奈良市には市会議員の選挙権を持つ人がどれくらいいたのであろうか。市の公報が発行されるのが明治三十六年（一九〇三）のことで、それ以前のことはいまのところよくわからない。しかし、『市公報』が発行されると、市会議員選挙のことが、系統的ではないが、それに現れるようになる。

明治三十六年（一九〇三）三月三十日に市会議員の補欠選挙があり、「撰挙原簿ヲ調整セリ、其各級別人員左ノ如シ」（『奈良市公報』第二十号、明治三十七年五月五日発行）とあり、それによると「一級 四八八人、二級 一二二人、三級 一六三六人」であった。

また、明治三十九年（一九〇六）七月十三日につくった選挙原簿の結果を掲載した『奈良市公報』（第九十号、明治四十年三月二十日発行）には、市税の納税額と選挙人の数が明記されている。それはつぎのようであった。

選挙有権者総納額	三万〇一三二円七二銭		
選挙有権者総員	二六一八人		
内訳			
三級納額	一万〇〇〇一円〇一銭	人員	一三七六八
二級納額	一万〇〇五九円五三銭	人員	一九七八
一級納額	一万〇〇七二円一八銭	人員	四五八

(ちなみに明治三十九年度の市税収入総額は、三万〇六〇二円であった。)

つまり、等級選挙は市税の納入額によって一定の議員(奈良市の場合は人口五万人未満であるから、市会議員の定員は三〇人と決められており、三年ごとに一五人が改選された)、すなわち改選の場合、各級で五人ずつの議員を選ぶ仕組みになっており、多額の市税を支払うごく少数の財産家ないし名望家たちが、市政を支配するのにきわめて有利な制度であった。

実際の選挙はどのように行われたのか、詳細な説明は今後の課題であるが、ここでは、明治三十七年(二五四)四月に行われた市会議員定期改選の得票結果を掲げておく。

### 三級

四四五	梅田 春保	三五四	高田 文雄
四一八	畑野吉次郎	三四五	松田市太郎
三八〇	飯田 善夫	三三五	有馬 市松
三七四	名和 藤七	三二九	松塚 喜六
三五四	吉田 鉄蔵	三二九	足代秀太郎

以下、四十七人が二ないし一の散票

### 二級

一〇八	益田 甚七	七七	青田藤七郎
九五	角谷 定七	七五	芝好 恭三
八九	松石源三郎	六三	蓼原 好規
八五	勝村 直助	六一	寺田 脩

八五 高橋由太郎

四八 中島伊三郎

以下、三十九人が四ないし一の散票

一級

二九 吉川彌兵衛

一四 松塚 喜六

二九 島田平右衛門

一四 橋井善次郎

二八 松井 元淳

一三 薬師院保祐

二五 中村 雅真

以下、十二人が四ないし一の散票

二三 田畑 孝七

ここからわかるように、各級五人ずつの改選にあたり、三級では定員の倍数に票が集中され、また二級では上位五人に比較的多数の票が集まり、とりわけ一級では定員の五人に票がほぼ集中している。このことは、選挙の事前に各級になんらかの申合わせがあったこと、選挙人の数が少ないほど一本化の話合いは容易であったこと、選挙人の多い三級では申合わせが一本化できない事情があったことなどをうかがわせる。しかし、いまその詳細はよくわからない。

草創期の市の庁舎は、東寺林町の町役場をそのまま修繕してこれにあてた(のち、大正三年八一九一四改築、昭和四年八一九二九新築)。市職

市行政機構員(当時官吏と称した)は、市制施行当初、わずかに書記一七人、付属員九人、使丁八人であった。翌明

治三十二年(八六五)に、技手・書記補などの制度が設けられ増員された。市の各分課制度がだんだん整備されるにつれ、職員も増加し、主事・技師・視学・書記・技手・助手・掃除監督などをおくようになり、各課には課長・各係主任をおくなど、職員の規定数も年々増加をみた。



奈良市徽章（『奈良市公報』3号）

第一部・第二部の下に九課をおく機構に改められた。

明治三十六年（丙午）ごろになると、市制の整備とともに施政上にも新しい企画を見るようになった。同年四月から、毎月五日・二十日の二回、『市公報』を発行し、また臨時に急を要するときは『市公報号外』を発行することになった。四月五日は日曜日であったため、翌六日に第一号が創刊された。

この四月二十三日には、市会の決議を経て、市の徽章が制定され、五月から実施された。市徽章の意匠について『市公報』につきのような解説が載せられた。

- 一、桜花を式とせしは平城朝の歌人、太宰少貳小野老朝臣の歌  
 あはにやしなら みゆこはさくはのかはるがごとくいまかりなり  
 青丹吉寧楽の京師者咲花乃薫 如今盛有

万葉集略解云 元明天皇の時、奈良に都を遷されしより、聖武天皇の御時に至りて弥盛なりしなるべしとあるにより、又一条天皇の御時に伊賀の花垣の荘を寄せられたる八重桜あり、又興福寺の玄宗法師の愛せし楊貴妃桜もありて、花と

市役所の行政機構も、奈良市発足当初は四科九掛のきわめて簡素なものであった。すなわち「第一科」庶務掛・兵事掛・戸籍掛、「第二科」農工商掛（のち勤業掛）・土木掛、「第三科」学務掛・衛生掛、「第四科」收税掛・会計掛である。その後、大正四年（一九一五）四月、従来の処務規定を改正し、第一課に秘書係・庶務係、第二課に学事係・兵事戸籍係・勤業係・土木係・衛生係、第三課に会計係をおく三課八係制となり、別に水道敷設部をおいた。また同十年には六課制となり、ついで同十五年四月には、



しいへば奈良なることおのづと想像せらるればなり。

附言 続日本紀に、天平九年六月、太宰大貳從四位下にて卒すとあり。歌にて花といふ題にては桜の事を読むを常とす。一、奈の字は花葉の如くに画くべし、その奈の字の「示」は日月星の三光を形とれり。其故は昔三笠山にて鶯に三光に啼音を習はしめしといへる古説もありて、三蓋嫩草の諸山、鶯の名所地として世に知られ古歌又多し。

花葉或は「にはひ」といひ鶯の異名を匂鳥にほりどりともいへは、かたはら土地の名物の因みて之を作れり。又月日つぎ、鶯の滝なるあるをや。  
〔「奈良市公報」第四号、明治三十六年五月二十日発行〕

奈良市初 明治三十一年（二六〇）二月、奈良市発足当初、市政の諸機関はまだ備わらず、安元市長事務取扱期の財政は、もっぱら事務の整理につとめ、新制度をつくりだすのに努力した。同年四月に収入役がおかれ、会計事務を管掌することとなった。ついで五月から翌年三月にいたる市費の予算案を編成、議決された。その後は市制の定めるところに従い、予算は毎年度末迄に市会に提出してその協賛を経、また決算は年度末後一か月以内に市会の認定を受けることになった。

奈良市の財政状況を見ると、市制発足当時、明治三十一年度の歳入は、三万七七二円余、歳出は三万四〇七九円余であった（ちなみに、明治三十二年一八八九、町村制発足直後の）。奈良町の財政は、歳入出規模は、約八、一七〇円余であった。

ところが、市制施行一〇年後の明治四十年（一九七）度には、歳入が一二万六七二六円余、歳出が一一万〇四四三円余と、約三倍に膨張した。この膨張は、日露戦争後に商工業の発達をみたのと、市の新規事業が計画され、ことに道路の新設（春日社一の鳥居から高畑北天満へ通じる。約二〇〇尺の道路、明治四十年五月完成）をはじめ、椿井小学校の改築（明治四十年一月落成）・佐保川伝染病院の増築などがあり、明治三十一年度には六五二円余であった土木費が、日露戦争の期間を除いて年を追って増加し、明治四十年度には二〇八八円余となった。また臨時費は膨張に次ぐ膨張を示し、明治三十一年度においては総臨時費がわ

ずか二〇〇〇円程度であったものが、明治四十年年度においては六万九千四百六十四円余の巨額に達したのである。これらは土木・教育・衛生等に関する諸費用の増加に起因するところが大きかった。

その後、市政の発展にともない、市費は年を追って膨脹し、大正元年（一九一三）度には、歳入一〇万九千三百八十四円余、歳出九万二千七百二十四円余となり、五年後の大正五年度には歳入一十七万七千八百四十四円余、歳出一十五万一千六百八十四円余となった。さらに大正十年年度には、第一次世界大戦を通じてみられた日本の資本主義の発展による好況と物価高を反映して急膨脹し、歳入は四十五万八千四百四十四円余、歳出は三十九万一千三百四十四円余となり、市制施行二三年にして奈良市の財政規模は約一倍になった。

このような奈良市財政の膨脹は、歳入においては使用料および手数料の増加、雑収入あるいは繰越金・交付金等の著しい増加とともに、とくに市税の増徴が著しかった結果である。市税は明治三十一年（一九〇六）度、二万〇三〇九円余であったが、明治四十年年度には四万四千三〇一円余、大正元年（一九一三）度には八万四千〇六十五円余、大正五年度には一一万一〇三二円余となり、大正十年年度には二万八千八百八十一円余と、市制発足当時の実に一四・二倍強に達した。市制施行後一〇年ごとの明治三十一年（一九〇六）・明治四十一年、大正七年（一九一〇）の歳入出の規模を図示すれば図5のとおりである。

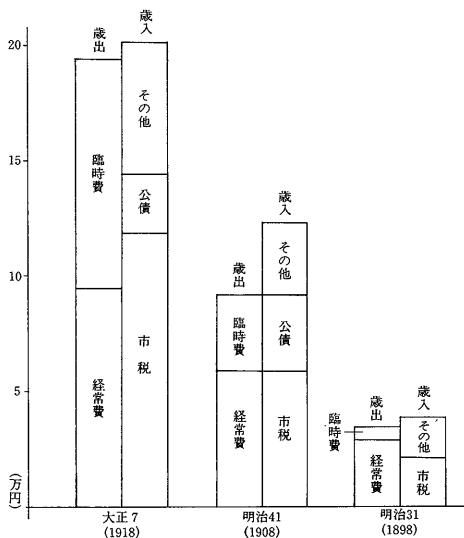


図5 市制施行10年後20年後の奈良市の財政規模

これより先、奈良市の財政規模の膨張とともに、明治三十七年（一九〇四）七月、市会の協賛を経て、市基本財産蓄積規定が制定された。予知できない収入や金穀ならびに歳入出決算残余金の二分の一以上を蓄積するとともに、また毎年度市費をもって若干ずつ蓄積し、市財政の基礎を確立することに努めることになった。大正二年（一九一三）には、市奨学基本金蓄積規定が、同五年には市財産管理規定が制定され、ついで株式会社六十八銀行、同三十四銀行奈良支店、同奈良銀行、同奈良農工銀行、同産業銀行奈良支店の五行が、その管理預入れ銀行に指定された。

こうして歳入の増加とともに、歳出も年を追って膨脹したが、市財政は十分な余裕を持つにはほど遠かった。したがって、市独自の大事業を起こそうとすれば、その財源は公債などの借入金にまたねばならなかった。次章に述べる奈良市の上水道の敷設が、国庫ならびに県債の補助および市債を起こして行われたのは、こうした奈良市の財政状況にもよるものである。

## 2 日清・日露戦争と奈良市

日清戦争 日清戦争および日露戦争は、日本の近代的発展に大きなかわりをもつ戦争であった。この二つと奈良の戦争を経て、国際的には、日本がイギリス・アメリカ・ドイツ・フランスなど帝国主義諸国とならび、いっぽうでは朝鮮や中国をはじめとするアジア諸国に対して支配的地位を固めることになった。また朝鮮や中国に広大な市場を得た日本の資本主義は、戦争のたびごとに飛躍的に発展し、国内の経済生活はもとより、国民の思想にも大きな変化をもたらした。また、日本の軍備は一層強化され、この奈良市にも日露戦争の後、陸軍の部隊が常駐するようになる。

まず、日清戦争（明治二十七年八月（一八九四年五月））は、日本が体験するはじめての本格的な対外戦争であった。この戦争では、十分準備された日本軍は、清国の主として李鴻章の私兵としての色合いの濃かった北洋軍閥の軍隊と戦い、連戦連勝をおさめた。当時の奈良町の動きを示す史料を一つ掲げておこう。

明治廿七年十一月二十六日

奈良町六小学校合併シテ日清戦捷祝賀会ヲ奈良公園地ニ催シ、統テ若草山麓へ大運動会ヲナス。蓋シ一ハ以テ連戦連捷ヲ賀シ、一ハ以テ敵愾ノ勇氣ヲ鼓舞シ、忠君愛國ノ志念ヲ喚起セシメントナリ。本年ハ此ノ主旨ニヨリ、或ハ幻灯ヲ使用シテ戦状ヲ映写シ、或ハ談話会ヲ催シテ吾兵士ノ義勇心ニ富ミタルヲ語リタル等ノ挙、屢アリタリキ。語ニ曰ク、刺戟ハ醉生夢死ノ興奮劑ナリト。実ニ然リ、為メニ坊間俚謡ノ声ハ止ミテ軍歌トナリ、日兵強矣ノ語ハ可憐ナル児女子ノ嬌舌ニ上ルニ至レリ。

（奈良市立橋井小学校）  
『学校永代記録』

日清戦争の勝利に奈良町の人々が、どれほど興奮し、酔いしれたかをこの記録からもうかがうことができる。なお、日清戦争における奈良町の戦死者は七人であった。のちの日露戦争にくらべると戦死者の数はずっと少なかった。日清戦争のはじまる直前、日本はイギリスとの間に、明治初年来の懸案であった条約改正に成功した。治外法権の撤廃を主な内容とするその改正条約が明治三十二年（一九一九）発効した。

明治三十二年七月十七日

本日ハ条約改正実施ノ当日ニ付、祝意ヲ表スル為メ休業シ、校長ヨリ条約改正後外国人ニ対スル心得ヲ告諭セラル。

（前掲『学校  
永代記録』）

奈良市では、それを祝って祝賀の行事が行われたのである。

当時の軍隊と 条約改正と日清戦争の勝利は、日本の国際的地位の高まりを人々に自覚させた。さらに中国にお官民との関係 かった義和団の鎮圧戦争（北清事変・明治三十三年八月一九〇〇）で、日本は列国の中でもっとも多くの軍隊を送り、義

和団鎮圧の先頭に立って戦った。ロシアとの対立に危機感をつのらせていたイギリスは、その日本の軍事力に注目し、明治三十五年、日英同盟が結ばれる。この年、奈良県が「軍人ト地方官民トノ関係」について調査したが、それに対する添上郡役所の奈良県知事あての報告書がある。奈良市およびその周辺地域の人々の軍隊に対する動向を知るのに興味ある史料なので、全文を紹介しておこう。

一、現役軍人ト地方官民トノ関係、就中軍隊ニ対スル地方民ノ意嚮

明治二十七年、八年戦役以前ニ在テハ、人民一般平和ニ慣レ軍隊ノ上ニ意ヲ注クコト薄ク、或ハ軍隊ノ全体ヲ局外視（シ、甚タシキニ至テハ軍人ヲ視ル事殆ント賤劣ノ職業ナル）（修正抹消）スルノ観（念）アリシカ如クナルモ、戦役後ハ思想一変シ、勝敗相反スルトキハ国家及祖先ノ邦ハ敵ノ蹂躪スル所トナリ、又今日アルヘカラサルヲ想ヒ、建国ノ根元ニ基キ、国民挙テ国家及父母ノ邦ヲ保護センニハ必ス兵役ニ服シ、之レニ依テ外帝国ノ尊嚴ナル威權ト名誉ヲ保持シ、内社会ノ秩序ヲ維持セサルヘカラストノ精神、一般ノ頭腦ニ銘刻スルニ至レリ。後チ北清ノ変起ルヤ益此精神鞏固トナリ、軍隊ニ対スル尊敬ノ意愈厚ク、之ニ対スル関係愈親密ナルニ至レリ。是ニ於テ平軍人ノ地方官民ニ対スル懇切ニ、地方官民ノ軍人ニ対スル最町重ニ、所謂文武自治ノ域ニ進ミタルカ如キモ是レ一般ノ觀察ニシテ、今之ヲ個人ニ分析セハ未タ尚老年ノ輩ニ於テ其意嚮然ラサルモノアルカ如シ。

二、徴兵ニ対スル地方民ノ意嚮

世運駸々トシテ日ニ進ミ、百般ノ知能絶ヘス長足ノ進歩ヲナスニ反シ、現時ノ徴兵ニ対スル思想未タ幼稚ニシテ尚旧観ヲ改メス。然レトモ一旦事変ノ起ルヤ勇氣頓ニ勃興シ、老男幼女モ亦戦員ニ加ハラン事ヲ望ミ、明治二十七年、八年ノ役、北

清ノ變ニ於テソノ実徵ヲ認ムル所ナルモ、平時ニ於テ徵兵ニ對スル意嚮未タ爰ニ至ラサルハ、蓋シ故アルカ如シ。現時少壯ノ輩ニ在テハ、兵役ハ至重ノ權利即名譽ニシテ、帝國ノ男兒タルモノハ兵役ニ服スルハ先天ノ命令ニシテ、亦必任義務ナルヘキ事ハ一般ノ感情既ニ然ルモ、只父兄ニ於テ進ンテ徵兵ニ服セシムルヲ欲セス。中ニハ現役ニ當籤セサルヲ反テ万一ノ僥倖ト恃ム所以ノモノハ、本意ヨリ出ツルニアラス、子弟ノ苦難ヲ憂フルニアラス、事變ヲ怖ルルニアラス。其原因ノ存スル所ヲ察スルニ、慥ニ其一ハ子弟カ現役中父兄ニ對シ金錢ヲ要求スル事屢ニシテ、又其額多ク、關係官衙ヨリ屢之レカ送金ノ必要ナキヲ諭示セラルルモ、父兄親族一時ノ愛情ニ驅ラレ逆ニ之ニ応スルニ因ル。其他滿期兵カ現役中嚴正ナル規律ノ下ニ生活シ、困苦ヲ忍ヒ欠乏ニ堪フルノ状ヲ誇大ニ流言スルヲ以テ、軍隊ノ生活ニ通曉セサルモノハ徒ニ子弟ノ前途ヲ憂慮スルカ如シ。更ニ之ヲ一言セハ、人民一般未タ尙軍隊ノ実況ヲ承悉セサルニ外ナキヲ信ス。然レトモ近年徵兵検査ニ當リ不參者甚少ク、殊ニ詐譎ヲ以テ徵集ヲ忌避スル者ノ如キハ之レナキニ至リタルハ、亦以テ國民皆兵ノ旨趣ヲ銘心スルニ在ルモノト謂フヘキナリ。

### 三、在郷軍人一般ノ狀況

現今在郷軍人ハ名譽ヲ貴ヒ、品位ヲ重シ、兼テ衆人ノ敬愛ヲ受ケ、旧来「兵隊上リ」テフ惡評ヲ蒙リタルヲ一洗シ、以テ地方人民ノ模範タルヘキニ意ヲ注キ、口ニ唱フル所ハ身ニ之ヲ行ヒ、或ハ簡閱点呼ニ、或ハ演習召集ニ、其他日時ノ制限アルモノハ之ヲ誤ルモノ殆トナク、殊ニ服役條例、召集條例等ニ規定セラレタル在郷軍人ノ願届ノ如キハ、一面ニ於テ在郷者ノ服務上ノ規律、換言セハ郷閭ニ在テ遵守スヘキ一種ノ軍紀ノ命スル動作ニシテ、即其怠否ハ直ニ所謂軍紀ノ弛張ヲ表明スヘキモノナル事ヲ覺悟スルニ至リ、其結果従来届出期限ヲ過リ、間々其制裁ヲ受ケタル者アリシモ、近来ハ殆ント之レナキニ至リタリ。然リト雖モ其願届書ニシテ未タ自ラ之ヲ認ムル(能ハス)モノ少ナク、地方一般ノ弊習トシテ役場吏員ニ依頼スルカ如キハ甚遺憾トスル所ナリ。

四、現役兵及在郷軍人ノタメ地方官民ノ設立シアル義会ノ種類并ニ其実況

本郡ニハ遠ク以前ヨリ尚武会ナルモノヲ設立シ、陸海軍ニ服役スル者及一般軍人ヲ優遇シ、且ツ在郷軍人ノ品位ヲ保持スルニ務メ実行シツツ来タリタルモ、明治三十四年規約ヲ改メ、同年六月一日ヨリ実施シ益其実ヲ挙ケントス。殊ニ各町村ニハ尚武会ノ事業トシ在郷軍人会ヲ置き、在郷軍人ノ品位ヲ保持シ一般軍事思想ノ発達ヲ図リ、兼テ在郷軍人ノ心得ヘキ条例規則等ヲ研究スルヲ以テ目的トシ、爾来実行シツツアルニ其成績芳シク、将来益々盛大ニ趨クノ状勢ナリ。

(添上郡役所「自明治三十五年至明治四十年例規「兵事ノ部」所収)

日露戦争と 明治三十七年(二六四)二月、朝鮮・満州の支配をめぐる帝政ロシアとの戦争がはじめられた。奈良市 八日、仁川・旅順で火ぶたがきられ、十日には宣戦布告、翌日、ちょうど紀元節の日の新聞で、

人々はそれを読んだ。帝政ロシアへの敵愾心は、日清戦争直後の三国干渉らしい「臥薪嘗胆」の声とともに高まっていた。しかもロシアは当時世界最大の陸軍国と見られており、戦争への緊張は大きかった。

日本政府は国民の戦争への動員についても十分準備を固めていた。とりわけ莫大な戦費の必要が見込まれ(実際に戦費は約一九億八六〇〇万円であったが、開戦前、参謀本部が予測した五億円で、)、その戦費の捻出のため国税の徴集が著しく強化された。も、例えば明治三十六年の国家予算一般会計の歳入総額の一・七倍にも達した。

いっぽう、国民がその負担にたえられるため、地方税の賦課は極度にきりつめられた。その結果、市町村では極端な財政のきりつめ、それによる土木・営繕事業の廃止、中止、繰延べなどが続出したのである。

奈良市でも、明治三十六年(五三三)の市税三万二四二円に対し、三十七年は二万七〇二六円、三十八年は二万五二〇五円と減額されている。歳入合計も明治三十六年の五万六二八二円に対し、三十七年は四万七〇九九円、三十八年には四万二八六〇円となった。歳出も当然緊縮減額されたが、とりわけ土木費が明治三十六年の五〇一三三円に對して、三十七年には一挙に七四二円となり、三十八年にも引きつづいて九九六円にとどまったのが注目された。

こうして日露戦争の開戦とともに、奈良市でも市民の生活に深刻な影響が及んだのである。奈良市の人口は明治三十六年（一九〇三）には、三万三一三〇人を数えたが、三十七年には一挙に約五六〇〇人余りも減り、二万七四六一人となってしまった。これは奈良市発足当時の人口を下まわった。これは奈良市発足当時の人口を下まわった。経済的不況がどれほど深刻なものであったかをうかがい知ることができる。人口が三万三〇〇〇人台を回復するのは、明治四十二年のことであった（図6）。

奈良市の「明治卅七年中事務報告」はいう。

本年ハ千古未曾有ノ時局ニ際会シ、且ツ吏員ノ数ハ三十六年ニ比シ其定員ヲ減セラレタルヲ以テ、常ニ繁忙ヲ極メタリ、（中略）特ニ市吏員ノ苦心ト勞トヲ費セシモノハ国庫債券ノ募集ナリ。第一回、第二回、第三回共、各町総代ヲ市役所ニ召集シ、熱心ニ談シタル上、更ニ市吏員親シク各町ニ出張シ、総代若クハ個人ニ就キ、熱誠

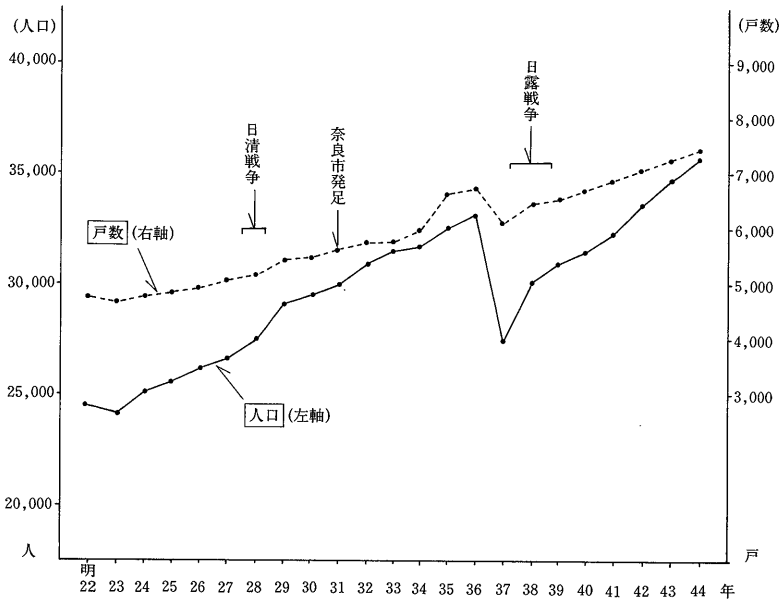


図6 明治後半期の奈良市の戸数・人口



応募ヲ勧誘セリ。其結果第一回、第二回ノ応募ハ当初ノ予定ヲ超過シ、第三回ハ予定ノ七分以上ヲ得タリ、(後略)

(『奈良市公報』第四十四号、  
明治三十八年一月六日発行)

経済的不況にもかかわらず、それだけに政府は町や村で、戦争のニュースを伝える幻灯会などを繰り返し行い、国民の戦争への動員にさまざまな工夫がこらされた。それが、人々の戦争への関心を高め、緊張を強め、戦勝のニュースのたびに興奮をかきたてた。いま奈良市内の各小学校に所蔵されているそれぞれの学校沿革史には、枚挙にいとまがないほど、その状況を伝える記事が見られる。その中から、一、二をつぎにあげておこう。

明治三十七年九月六日

当市各小学校合併シテ遼陽占領ノ祝賀式ヲ挙行ス、其ノ概況左ノ如シ。

午前五時三〇分、興福寺金堂前ニ集合シ、ソレヨリ三千有余名ノ児童ハ各自陸海軍ノ擬旗ヲ持チ若草山ニ行進シ、予メ区劃セル通り山腹ニテ一大祝字(東西八十間、南北七十間)形ニ並列シ、空砲合図ニ万歳ヲ三唱シ、各自持参ノ陸海軍ノ擬旗ヲ残シテ帰途ニツケリ。旗ニテ前ノ一大祝字ヲ画ケル有様壯観ナリシトテ、当地ハ勿論、東京ノ新聞紙上ニモ喝采ヲ博セリ。

尤モ当日写真師等ハ現景ヲ模写セシナリ。

(前掲、樺井小学校  
「一学校永代記録」)

明治三十七年十月三十一日

添上郡視学荻野亮次郎出張、戦時幻灯会開催セラル。聴衆者凡四百有余名ニシテ、説明ノ懇篤ナリシタメ大ニ護國的観念ヲ喚起セリ。

(奈良市立水間小学  
「学校沿革史」)

明治三十八年一月十日

旅順陥落祝賀式ヲ公園芝生ニ於テ執行シ、余興トシテ奈良市聯合運動会ヲ催セリ。

(前掲、樺井小学校  
「一学校永代記録」)

奈良市兵事会では、日露戦争がはじまると、明治三十七年(一九〇四)四月、会則を変更し、本部を市役所内におき、

奈良市在住の在郷軍人の一致団結をはかり、また訓練部を設けて壮丁に予備訓練を行い、そのほか入宮家族の保護ならびに扶助を行った。そして同時に市内の軍人家族の困窮者を保護した。同年八月中、保護戸数は七一戸、人員は一五七人、保護扶助金額は一四一円四〇銭に達した。翌三十八年には奈良市授産場を設け、市内軍人家族および遺族に対して、生業を授けることとなった。

なお日露戦争における奈良市内の戦死者は四四人であった。

### 陸軍特別大演習

日露戦争は苦戦のなかにも、日本の勝利に終わり、明治初年らしいの朝鮮支配の目的を達した戦勝の勢いを示すかのように、奈良地方では明治四十一年（一九〇）十一月、天皇を統監とする特別大演習が行われた。

特別大演習とは、二個以上の師団およびその他の部隊が参加し、これを二つの軍に分け對抗させて行われる演習であり、天皇みずから統監となり、演習全体を統括し命令を下し監督する、演習のなかでも最大規模のものであった。明治二十五年（一八九六）、宇都宮地方で初めて行われ、ついで大阪（三十二年）・仙台（三十四年）・熊本（三十五年）・姫路（三十七年）の各地方で行われ、日露戦争以後、明治四十年からはほとんど毎年、定期的に行われるようになった。

明治四十年（一九〇七）、来年は奈良地方で陸軍特別大演習が行われるとの風評があり、奈良市では、翌年七月末から、前年の演習の地域となった茨城県結城地方に、助役・収入役などを出張、視察させた。そして同年十月から臨時事務室を市会議事堂に設け、その準備にあたった。

明治四十一年（一九〇八）十一月九日から大山巖・山縣有朋西元帥をはじめ軍の高官があいついで奈良市に到着し、翌十日には、天皇が奈良市に行幸、奈良俱樂部を大本営にあて、演習中そこに宿泊し、大演習を統監した。この間、

奈良市に宿泊した軍隊は、統監部および同付属電信隊、ならびに第九師団の歩兵・騎兵・工兵の諸部隊であった。

この陸軍特別大演習は、第一次・第二次に分かれており、第一次は第四・第十一師団・野戦重砲兵第一大隊からなる南軍第一軍と、第九・第十六師団・野戦重砲兵第二大隊からなる北軍第二軍の対抗をもって、主として大和平野で行われた。南軍は陸軍大将乃木希典、北軍は陸軍大将貞愛親王が指揮官であった。第二次は仮設敵に対する北軍第二軍(第十一師団を増加)の戦闘演習であった。

天皇は十一日、畝傍停車場まで汽車、それから馬車で耳成山に行き、演習を統裁した。翌十二日には帯解停車場まで汽車、帯解村柴屋で演習を統裁、ついで十三日には、法隆寺まで汽車、それから馬車で河合村城古大塚山に行幸、演習を統裁した。十四日には奈良停車場から郡山にいたる街道で閲兵式を行い、郡山停車場から汽車で奈良に帰った。そして午後三時三十分から奈良公園春日野で開かれた大宴会に臨席した。翌十五日、大本營を出発、奈良駅から兵庫舞子に向かい、十八日、軍艦浅間に乗れり、神戸沖の観艦式に臨んだ。

この大演習中、奈良県下はもちろん、近傍の各地からは官民をあげて、小学校の児童をふくめて天皇の奉迎・演習の参観などに参加した。まのあたりに天皇が統裁する陸軍の大規模な演習を見て、人々は大きな興奮につつまれた。その一端を椿井小学校に残されている記録からかいまみることにしよう。

明治四十一年十一月十日

特別大演習ニ付、本市へ天皇陛下御行幸遊バサレタルヲ以テ、職員児童一同春日一ノ鳥居内ニ於テ午後五時十分奉迎ス。

同年十一月十一日(十二日の誤記)

大元帥陛下帯解地方ノ大演習御巡覽ニ付、御還幸ヲ三条通ニテ奉迎ス。

同年十一月十二日(十三日の誤記)

午前十一時四十分ヨリ、職員全児童ヲ率キテ金堂前ニ参集シ、旗行列ヲナシテ笠山ニ至リ、奉迎ノ二字ヲ旗ニテ顯シタリ。此ノ光景辱クモ天覽ノ光榮ヲ拝シ、御賞辭ヲ下シ賜ハリタリト云フ。

同年十一月十四日

午前五時三十分ヨリ三学年以上ノ男女児童ニ閱兵式拝観ヲ許サレタリ。

同年十一月十五日

天皇陛下御還幸ニ付、職員児童一般春日大鳥居内ニ於テ奉送セリ。但午前十時十分行在所（倶楽部）御発轡遊バサレタルナリ。  
（前掲、樽井小学校  
「学校水代記録」  
「習二閱スル書類」演）

なお、この特別大演習にあたり奈良県が支出した費用の総額は二二万四六〇〇余円であった（奈良県行政文書「演」）。

奈良市に陸軍第五十三連隊創設 日清・日露の二つの戦争に勝利して、日本の軍事力も大きくなった。従来、奈良は大津連隊区

属していたが、日清戦争後の軍備拡張によって明治三十年（一八九七）、京都府下深草村に兵営を置いた第三十八連隊が増設されるとその管下になった。ついで日露戦争後の軍備拡張にともない、連隊の増設が行われることになったが、奈良市では木本源吉らが大きい連隊の誘致をはかり、高畑町に四万五〇六八坪（一四九）の土地を買収して、これを連隊の敷地として寄付した。

こうして明治四十一年（一九〇六）奈良市に連隊が置かれることになり、翌明治四十二年、新兵舎に第五十三連隊として転営し、奈良衛戍病院も開設された。

奈良市では連隊の創設を祝い、転営の兵士を迎えて祝賀の行事が行われた。明治四十二年三月二十一日、二十二日には、「歩兵第五十三聯隊転営ニ付、職員児童三条通ニテ歓迎セリ」、また四月二日には「歩兵第五十三聯隊移転祝賀ノ為メ、市内各小学校児童本日午後一時ヨリ旗行列ヲナシ、兵営ニ至リ万歳ヲ三唱シテ帰校セリ」と当時の小

学校の記録にある（前掲「樺井小学校」  
「『学校』永代記録」）。

第五十三連隊が奈良にできると、従来、第四師団管下であった奈良は、京都とともに第十六師団管下に属することになった。なお、第一次世界大戦後、世界的に軍備縮小の風潮が高まり、大正十四年（一九二五）、第五十三連隊が廃止されるとともに、京都深草から第三十八連隊が奈良に転営、奈良市に第三十八連隊が常駐することになった。

### 第三節 教育の発達

#### 1 初等教育の充実

町制下のわが国近代の学校制度は、明治十九年（一八八六）のいわゆる学校令（帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令など）によって小 学 校 ほぼ確立された。小学校については、これを尋常科と高等科の二段階とし、修業年限はそれぞれ四年、尋常科を義務教育とし、学科課程・教科書などは文部大臣が決めることと定められた。また、小学校の経費は、児童から徴集する授業料と、一般の寄付金によることにし、不足のときは、区町村会の議決により町村費から補うものとされた。小学校が無月謝になるのは、同三十三年（一九〇〇）の小学校令の改正によってである。

当時奈良には各区に一校ずつの尋常小学校四校と佐保村との連合組合立高等学校一校があったが、同二十二年（一八九七）の町制施行によって奈良町に引き継がれた。

明治十九年四月十日に公布された「小学校令」は、一六条から成る簡潔なものであったが、明治二十三年（一八九〇）